

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を，法第8条第1項の規定により保管していますので，法第8条第2項の規定により，京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成24年10月19日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成24年9月4日	左京区	岡崎入江町			1	平成24年9月4日
		浄土寺下馬場町			4	
		浄土寺西田町			2	
		田中里ノ内町			2	
	東山区	今熊野榊ノ森町			2	
		泉涌寺雀ヶ森町			3	
平成24年9月7日	右京区	嵯峨広沢南野町			2	平成24年9月7日
平成24年9月11日	北区	衣笠街道町			1	平成24年9月11日
	右京区	西院西田町			2	
平成24年9月14日	南区	吉祥院西ノ内町			1	平成24年9月14日
	伏見区	深草塚本町		1		
平成24年9月18日	右京区	鳴滝蓮花寺町			1	平成24年9月18日
		西京極中町			1	
平成24年9月21日	右京区	宇多野馬場町		1		平成24年9月21日
		太秦下角田町			2	
平成24年9月25日	東山区	今熊野南日吉町			1	平成24年9月25日
平成24年9月28日	北区	大宮南山ノ前町			1	平成24年9月28日
	左京区	岩倉北池田町			1	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局都市景観部市街地景観課

(都市計画局都市景観部市街地景観課)